様式第１号

会　議　録

会　議　の　名　称	令和８年度第２回所沢市障害者施策推進協議会
開　催　日　時	令和８年８月２４日（月）１４時から１６時３０分
開　催　場　所	所沢市役所　８階　大会議室
出席者の氏名	松村正人、下重敏子、玉津島滝子、仲重夫、粕谷廣子、中島亜希子、本橋幸太郎、小内正秋、宮本英行、栗原志乃、熊谷大、鈴木里砂、朝日雅也、加藤晴喜、新井真由美、坪井弘直 以上１６名。
欠席者の氏名	空恭子、木村栄、齊藤秀行、諸井美智子　以上４名。
議　題	議題（１）第７次所沢市障害者支援計画素案について 議題（２）（仮称）所沢市手話言語条例について 議題（３）その他
会　議　資　料	会議次第 所沢市障害者施策推進協議会委員名簿 資料１「第７次所沢市障害者支援計画　施策体系図」 資料２「第７次所沢市障害者支援計画　施策内容」 資料３「第７次所沢市障害者支援計画　目標指標」 資料４「第７次所沢市障害者支援計画　素案」 資料５「（仮称）所沢市手話言語条例（案）新旧対照表」 資料６「（仮称）所沢市手話言語条例（案）」 資料７「手話言語条例策定及び障害者支援計画　策定スケジュール」
担当部課名	福祉部長　　瀧澤恵 福祉部次長　　大舘寿貴 障害福祉課　　廣谷課長、田村主幹、加藤主査、高橋主査、高安主査、藤原主査、重村主査、橋本主任、加藤主任、伊藤主任、井上主任、矢嶋主任 こども福祉課　藤澤課長、宮武副主幹、大久保主査、合津主任 健康管理課　　一色課長、小野寺主幹、早瀬主任、白鳥主任 （事務局）障害福祉課　　電話　04-2998-9116

様式第２号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	開会
会長	（挨拶）
事務局	本日の会議の出席者は１５名（委員１名が遅れて参加したため、最終的には１６名）であり、条例の規定により会議が成立する旨、報告する。手元に資料の不足はないか。
会長	（傍聴人確認） 傍聴人７名が入室
会長	議題（１）第７次所沢市障害者支援計画　素案について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	資料１から資料４をもとに、第６次計画から変更した施策内容や目標値について説明
会長	事務局の説明について、委員から質問や意見はあるか。
委員	資料２の大柱２（２）市民協働の促進③地域交流活動の促進において、手話の日に関するイベントの記載があるが、これを大柱１（３）手話言語に関する啓発に盛り込んでほしい。 また、市民フェスティバルに障害者団体がいくつか出店しており、障害の理解啓発につながっている。参加する団体の裾野を広げるためにも、出店料の補助をしてほしい。
事務局	大柱１は手話言語の啓発全般であり、市民が手話は言語であることの理解を高めることが目的である。大柱２では手話を使う方をはじめとした障害のある人と障害のない人が交流する機会を設け、相互理解を深めることを目的としている。

委員	資料１の大柱８（３）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という項目が追加となった。今までの取組と具体的にどこが変わるのか。
事務局	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、国の理念では精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指す仕組みである。医療・福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・普及啓発といったものはこの仕組みを支える重要な構成要素として挙げられている。市としては、主に３点について取り組んでいく。一つ目は、こころ部会において行政、事業所、医療機関等で地域課題の解決に向けた話し合いを行うこと。二つ目は、精神科を退院してから地域で暮らしていくまでの間の切れ目のない支援を行っていくこと。三つ目はピアサポーターの活動の推進を行っていくこと。
委員	説明いただいた部分は、明文化して進捗を確認していってほしい。
委員	資料４．３７ページの＜主要な課題＞課題③手話言語に関する啓発について、「手話が日本語と同等の１つの言語…」という記載があるが、この表現は正しいか。 資料２大柱４（２）防災・防犯体制の整備③災害時の応急体制の整備について、個別避難計画の作成に関する記述が削除されているが、今後の個別避難計画の作成は誰が行うことになるのか。 同じく、大柱８（２）地域の支援体制の整備②地域生活支援拠点の整備の令和７年度進捗状況について、現時点で専門的人材の確保・養成ができていないとのことだが、何をもって確保されたとみなすのか。 さらに、大柱９（１）自立した生活に向けた支援の充実②意思決定支援の推進と③経済的自立の促進の取組内容が重複している。 資料３の大柱１の目標・指標として挙げられている「障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の受講者数」は、上段の目標・指標と同様に（累計）という表現を追加すべきではないか。 同じく「市民意識調査での手話に興味のあると答えた方の割合」という表現について、手話に関する施策の推進に関する法律第１条

	第１項をはじめとした同法の規定に依れば、「手話に関する国民の理解と関心の増進」という表現を用いている。この記述については揃えるべきではないか。
事務局	専門的人材の確保・養成について、他自治体の例をみると基幹相談支援センター等による研修を行い、養成を行っているとある。当市でも、自立支援協議会での研修を人材の養成として位置付けるというアイデアもあった。一方で、人材の確保となると、なかなか簡単ではない。まずは、人材の養成につながる取組から始めていきたい。 また、個別避難計画の作成に関して、「個別避難計画を作成する」という記述から、「作成の支援」という記述へ変更となった。詳細な意図は所管部署に確認させていただき、共有する。
委員	資料３大柱１の「市民意識調査での手話に興味のあると答えた方の割合」について、質問の具体的な表記を知りたい。 大柱３の目標・指標に所沢市公式 YouTube チャンネルにアップロードされた動画への手話あるいは字幕の付与率を指標として追加してほしい。さらに、大柱１の目標・指標にも手話の日に関するイベントの来場者数を追加してほしい。 資料４の３ページの主要な障害者制度改革の動向の欄に「手話に関する施策の推進に関する法律」を盛り込んでほしい。
事務局	市民意識調査では、「手話の普及啓発について」という項目で、２つの質問がある。まず、問１３の１「令和７年に『手話に関する施策の推進に関する法律』が施行され、手話に関する理解と関心を深めるために９月２３日が「手話の日」と定められました。あなたは「手話の日」について知っていますか。」に対し、回答選択肢は「１．日付も意味も知っている、２．聞いたことはあったが、意味までは知らなかった、３．知らなかった」である。そして、問１３の２「『手話の日』が定められたことをきっかけに、あなたは手話について興味・関心を持ちましたか。あるいは、現在持っていますか。」に対し、回答選択肢は「１．興味・関心がある、２．ある程度は興味・関心がある、３．あまり興味・関心はない、４．まったく興味・関心はない、５．わからない」である。

委員	大柱８の目標・指標の中に、「指定特定相談支援専門員及び指定障害児相談支援専門員数」というものがあるが、指定特定相談支援事業所に勤務する相談支援専門員のことではないか。それから、主任相談支援専門員数も目標値とするのはどうか。また、そのことに付随して、（１）相談支援の充実①総合的な相談体制の確立の中で「相談支援事業に興味のある法人等に対する勧誘や情報提供を行うとともに…」とあるが、既存の事業所のバックアップや主任相談支援専門員を増やすための取組を記載したほうがよいのではないか。
委員	大柱６（２）就労の実現と職場定着に向けた支援①就労に向けた支援では、「ところざわ就労支援センターにおいて、」が削除されているため、誰が就労の支援をするのか判然としなくなった。
会長	ただ今いただいた意見については、事務局は次回の会議までに適切に対応いただきたい。 （休憩）
会長	議題（２）（仮称）所沢市手話言語条例について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局	第１回推進協において、当事者や関係団体へのヒアリングを通じて、条例案をブラッシュアップしていくと説明した。当初は２回のヒアリングを予定していたが、意見を詳細に伺うため、計４回実施した。 資料６を用いて、前文から第５条については、変更箇所を説明 新規で追加した第６条は、ヒアリングで関係団体から提案を受けた施策を基に、条例の目的に沿うように作成した。具体的な施策としては、既存の手話講習会に加えて、出前講座やパンフレット、ポスターの配布、学校での福祉学習、手話の日のイベントなどである。 同じく第７条は、「手話に関する施策の推進に関する法律」の内容を踏まえて、追加したもの。 条例には明文化しなかったが、盲ろう者のコミュニケーション手段である触手話も組み込んでほしいという意見もあった。条例で個別具体的に取扱うことが難しいため、パンフレットや逐条解説にて

	取り上げる。
会長	前回の会議で承認いただいたとおり、会長としてヒアリングに参加させていただいたことに感謝する。 先ほど委員から「手話は日本語と同等の１つの言語である」という表現についての指摘があったが、条例案の前文では「同様の」という表現となっていた。この点についてはどうか。
委員	関係団体との調整の上、このような表現となっていると推察する。障害者支援計画の表記も倣うべきである。
会長	そのほか事務局の説明について、質問・意見はあるか。
委員	前文の後半、「…手話を必要とする人は不便や不安を感じながら生活しています…」という表現について、誤解を招く可能性がある。聞こえないことが悪いことであるようにも捉えかねない。言い回しを変更すべきである。 第５条に定める事業者の定義はどのようなものか。 第２条の「手話は、音声言語である日本語その他の言語と同様に…」という一節について、わざわざ記述する必要がないのではないか。 第３条「…障害者の福祉に関する計画その他の市が定める計画…」という表現は、そのほかの市（所沢市以外の市）と混同してしまうおそれがあるのではないか。 同条「…手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。」とあるが、「努めるものとする」のは前半部分も含まれるか。表現の真意を問いたい。
事務局	前文はご指摘に基づいて変更を検討する。 第２条の「音声言語である」の表記は、不要であるという意見で間違いないか。該当部分を削ると、日本語という表現が目立ちすぎるという意見が以前あった。
委員	日本語の代替手段としての手話という解釈になりうるため、該当部分は不要と考える。

事務局	第２条から「音声言語である」の文言は削除する方向で修正する。 第３条の「その他の市」の部分は、校正の結果、この表記で誤読されるおそれがないと判断した。 同条の「努めるものとする」のは、後半部分「手話を使用しやすい環境の整備」である。 第５条で規定する事業者の定義は特に定めないが、市内で事業を行うものであり、市は含まないものとする。環境の整備は市の責務として第３条で明記している。
会長	次回の推進協を迎える前に条例案は完成させる必要があるため、今回出た意見や文言の修正を集約した条例案は、会長に判断・調整を一任していただきたい。 委員一同賛成
会長	議題（３）その他について、事務局からあるか。
事務局	資料７を用いて、今後のスケジュールを説明 第４回所沢市障害者施策推進協議会の日程が変更となった旨を報告
副会長	（閉会挨拶）
事務局	次回は、１１月１６日（月）１４時から所沢市役所６階６０４会議室にて実施となる。 以上をもって、第２回所沢市障害者施策推進協議会を終了する。 閉会